

出品規格

日本画の部

- ① 水墨画を含む。
- ② 10号(53cm×33.3cm)以上、50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。
- ③ 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。
なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする。

洋画の部

- ① 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。
- ② 10号(53cm×33.3cm)以上、50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。
(版画については、10号未満も可とする)
- ③ 額装をする。ガラスは不可とする。
なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする。

彫刻・彫塑の部

- ① 彫刻・彫塑、その他立体作品とする。
- ② 高さ200cm×幅100cm×奥行き100cm以内とする。
- ③ 重量は200kg以内とする。

工芸の部

- ① 工芸作品(陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他)とする。
- ② 立体作品は高さ60cm以内とし、平面(壁面を含む)作品は50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。
なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする。
- ③ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。

書の部

- ① 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。
- ② 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、1.5m²以内とし、縦形式は一辺が242cm、横形式は一辺が182cm以内とする。
なお、ガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。
- ③ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。
- ④ 釈文を、作品の裏面に貼付する。

写真の部

- ① カラー・モノクロを問わない。
- ② 長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。
- ③ 木製パネル仕立てとする。額装の場合、アクリルは可とし、ガラスは不可とする。
- ④ 使用機材は問わない。プリント方式は銀塩プリント・インクジェットプリントを問わない。
デジタル合成は不可とする。